六　明細書発行体制等加算の施設基準
(1)　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条の規定に基づき電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っていること。
(2)　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条の二第二項に規定する明細書及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第五条の二第二項に規定する明細書を患者に無償で交付していること。
(3)　(2)の体制に関する事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
七　外来診療料に係る厚生労働大臣が定める患者
当該病院が他の病院（二百床未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っている患者（緊急その他やむを得ない事情があるものを除く。）
八　地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準
(1)　常勤の歯科医師が二名以上配置されていること。
(2)　看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）が二名以上配置されていること。
(3)　歯科衛生士が一名以上配置されていること。
(4)　次のいずれかに該当すること。
イ　歯科医療を担当する病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率（別の保険医療機関から文書により紹介等された患者（当該病院と特別の関係にある保険医療機関等から紹介等された患者を除く。）の数を初診患者（当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に受診した六歳未満の初診患者を除く。）の総数で除して得た数をいう。以下同じ。）が百分の三十以上であること。
ロ　歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率が百分の二十以上であって、別表第一に掲げる手術の一年間の実施件数の総数が三十件以上であること。
ハ　歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科医療を担当する他の保険医療機関において診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）の初診料の注6若しくは再診料の注4に規定する加算又は歯科点数表の歯科訪問診療料を算定した患者であって、当該他の保険医療機関から文書により診療情報の提供を受けて当該保険医療機関の外来診療部門において歯科医療を行ったものの月平均患者数が五人以上であること。
ニ　歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した患者の月平均患者数が三十人以上であること。
(5)　当該地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。
九　歯科外来診療環境体制加算の施設基準
(1)　歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
(2)　歯科衛生士が一名以上配置されていること。
(3)　緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(4)　医療安全対策につき十分な体制が整備されていること。
(5)　歯科診療に係る医療安全対策に係る院内掲示を行っていること。
十　歯科診療特別対応連携加算の施設基準
(1)　次のいずれかに該当すること。
イ　歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。
ロ　歯科医療を担当する保険医療機関（診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）に限る。）であり、かつ、当該保険医療機関における歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が二十人以上であること。
(2)　障害者である患者にとって安心で安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有していること。
(3)　緊急時に円滑な対応ができるよう医科診療を担当する他の保険医療機関（病院に限る。）との連携体制（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う病院である保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が整備されていること。
第三の二　入院基本料又は特定入院料を算定せず、短期滞在手術基本料3を算定する患者
別表第十一の三に掲げる手術を実施する患者であって、入院した日から起算して五日までの期間のもの
第四　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準
一　入院診療計画の基準
(1)　医師、看護師等の共同により策定された入院診療計画であること。
(2)　病名、症状、推定される入院期間、予定される検査及び手術の内容並びにその日程、その他入院に関し必要な事項が記載された総合的な入院診療計画であること。
(3)　患者が入院した日から起算して七日以内に、当該患者に対し、当該入院診療計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。
二　院内感染防止対策の基準
(1)　メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止するにつき十分な設備を有していること。
(2)　メチシリン耐性黄色ブドウ球菌等の感染を防止するにつき十分な体制が整備されていること。
三　医療安全管理体制の基準
医療安全管理体制が整備されていること。
四　褥瘡対策の基準
(1)　適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられていること。
(2)　褥瘡対策を行うにつき適切な設備を有していること。
五　栄養管理体制の基準
(1)　当該保険医療機関内に、病院（特別入院基本料等を算定する病棟のみを有する病院を除く。）にあっては常勤の管理栄養士、診療所にあっては管理栄養士が一名以上配置されていること。
(2)　入院患者の栄養管理につき十分な体制が整備されていること。
第四の二　歯科点数表第1章基本診療料第2部入院料等通則第6号ただし書に規定する基準
一　第四の一から四までのいずれにも該当するものであること。
二　次の栄養管理体制に関する基準のいずれにも該当するものであること。
(1)　当該保険医療機関内に管理栄養士が一名以上配置されていること。
(2)　入院患者の栄養管理につき十分な体制が整備されていること。
第五　病院の入院基本料の施設基準等
一　通則
(1)　病院であること。
(2)　一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位（特定入院料に係る入院医療を病棟単位で行う場合には、当該病棟を除く。）として看護を行うものであること。
(3)　看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。